

新しい時代の高等学校教育の実現 に向けた制度改革の背景について

令和3年6月17日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐 酒井啓至

1.

中央教育審議会での議論

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築について
- (2) 中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改革

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改革

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割の再定義

第Ⅱ部 各論 (抜粋)

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

①各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化

(スクール・ミッションの再定義)

- 高等学校は、義務教育を修了した生徒が入学者選抜を経て入学するものであることから、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、各学校の設置者が、各学校や所在する地方公共団体等の関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、各学校の存在意義や各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像を明確化する形で再定義することが必要である。

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割の再定義

■背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

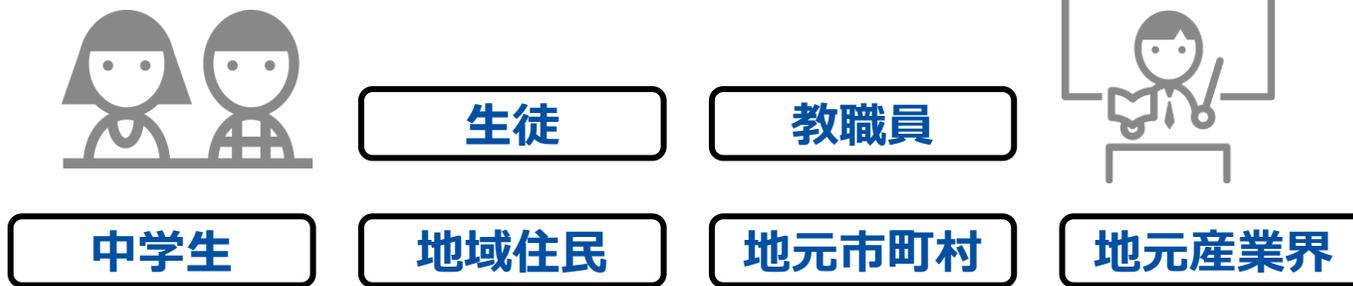
社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ 各高校の存在意義
- ✓ 期待される社会的役割
- ✓ 目指すべき高等学校像

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

2. (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

社会的役割等の再定義について

- 1 高等学校に期待される社会的役割等の再定義及び三つの方針の策定・公表について
 - (1) 各設置者においては、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等(いわゆる「スクール・ミッション」)を再定義することが望まれること。その際、以下の事項について留意すること。
 - ① 当該社会的役割等は、在籍する生徒及び教職員その他の学校内外の関係者に対して分かりやすく当該高等学校の役割や教育理念を示すものとなるよう再定義することが望ましいこと。その際、各高等学校間のいわゆる学力差を固定化・強化するものとならないように十分配慮すること。
 - ② 当該社会的役割等の再定義は、各地域や高等学校の実情等を踏まえ、各設置者において適切な時機を捉えて行うことが望まれること。
 - ③ 当該社会的役割等の策定単位は、高等学校全体とすることが基本であるが、当該高等学校の一体的な運営に配慮しながら学科並びに全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程を策定単位にすることも考えられること。

(「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について(通知)」第2 留意事項より)

1.

中央教育審議会での議論

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築について
- (2) 中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改革の概要

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改革の概要

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

第Ⅱ部 各論（抜粋）

3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

(2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化

②各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定（スクール・ポリシーの策定）

○ 各高等学校の存在意義や社会的役割等に基づき、各学校において育成を目指す資質・能力を明確化・具体化するとともに、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善に結実させることが不可欠である。その際、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成するとともに、教育活動の継続性を担保するため、育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針（これら3つの方針を総称して「スクール・ポリシー」と称する。）を各高等学校において策定・公表し、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針とする必要がある。

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- スクール・ポリシーの策定に当たっては、校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が当事者意識を持って参画し、組織的かつ主体的に策定を進めるというプロセスが重要である。また、「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、各学校や地域の実情等を踏まえて、在籍する生徒をはじめとして、保護者、地域住民等、地域や産業界、関係団体等の関係者が参画して検討を進めることも重要である。
- 各高等学校においては、スクール・ポリシーを起点としたカリキュラム・マネジメントを適切に行い、教育課程や個々の授業、入学者選抜の在り方等について組織的かつ計画的に実施するとともに、PDCA サイクルを通じて不断の改善を図る必要がある。
また、授業改善のための組織的な体制整備や設置者による指導助言・支援も必要となる。

2. (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」(スクール・ポリシー)の策定・公表(学校教育法施行規則の改正)

✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成

✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**

▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**

✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実

✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**

✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容

✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとならず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針

✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**